

Ibusuki High School

SCHOOL GUIDE

～指宿高校生活の手引き～

令和5年度版

目次

I	校時表	P1
II	指宿高校生としての心構え	P2
III	学習活動について	1 校内考査 P3 2 単位の認定, 進級・卒業の認定 P3
IV	学校生活について	1 登校・下校 P3 2 服装 P4 3 頭髪 P4 4 週番の業務と規程 P4 5 届出・許可 P5 6 自転車通学 P5～p6 7 単車通学 P6～P7 8 携帯電話・スマートフォン持ち込み規程 P7 9 事務関係手続き P7 10 その他 P7
V	服装についての図解	P8
VI	生徒会活動に関すること	1 生徒会規約 P10～P12 2 生徒会選挙規程 P12～P13 3 生徒会機構図 P14
VII	部活動に関すること	P14～P16
VIII	保健部に関すること	P17
IX	図書館利用について	P17

I 校時表

A校時・・・平常授業（50分授業）

B校時・・・5分短縮（45分授業）

C校時・・・10分短縮（40分授業）

D校時・・・定期考査・土曜授業

A

7:45～ 8:10	Early Work
8:15～ 8:25	SHR
8:30～ 9:20	1 限
9:30～10:20	2 限
10:30～11:20	3 限
11:30～12:20	4 限
12:20～13:05	昼食
13:05～13:15	昼活／清掃
13:20～14:10	5 限
14:20～15:10	6 限
15:20～16:10	7 限
16:15～16:20	出欠確認

B

7:45～ 8:10	Early Work
8:15～ 8:25	SHR
8:30～ 9:15	1 限
9:25～10:10	2 限
10:20～11:05	3 限
11:15～12:00	4 限
12:00～12:45	昼食
12:45～12:55	昼活／清掃
13:00～13:45	5 限
13:55～14:40	6 限
14:50～15:35	7 限
15:40～15:45	出欠確認

C

7:45～ 8:10	Early Work
8:15～ 8:25	SHR
8:30～ 9:10	1 限
9:20～10:00	2 限
10:10～10:50	3 限
11:00～11:40	4 限
11:40～12:25	昼食
12:25～12:35	昼活／清掃
12:40～13:20	5 限
13:30～14:10	6 限
14:20～15:00	7 限
15:05～15:10	出欠確認

D

7:45～ 8:10	Early Work
8:15～ 8:25	SHR
8:40～ 9:30	1 限
9:45～10:35	2 限
10:50～11:40	3 限
11:45～11:55	清掃
12:00～12:05	出欠確認

全校(学年)朝礼実施時

7:45～ 8:00	Early Work
8:05～ 8:20	全校(学年)朝礼
8:30～	1 限～

土曜授業

8:30～ 8:35	SHR
8:40～ 9:25	1 限
9:35～10:20	2 限
10:30～11:15	3 限
11:25～12:10	4 限
12:15～12:20	出欠確認

II 指宿高校生としての心構え

人が社会生活をよりよく過ごす上で、ルールやマナー、エチケットは欠かせないものです。それは、皆さんが過ごしている学校という集団生活でも同様です。

生徒のみなさんが指高生として、正しく楽しく学校生活を送るために必要な注意点をまとめて記しているのがこの「指宿高校生活の手引き」です。

高校生活や日常の生活が有意義なものとなるよう努めていきましょう。

生活の心得

「自主・好学・向上」の校訓に従い、高校生としての誇りをもち、秩序ある明るく健康的な高校生活を送り、各人の目標の達成と人間的な成長をはかるよう努力すべきである。

- (1) 生徒の本分である学習に専念し、授業の内容をよく習得するため常に予習、復習を行い、真剣な態度で授業に臨もう。
- (2) 部活動その他で余暇を善用して心身の発達をはかり、幅広い豊かな人間性を育てよう。
- (3) お互いの人格を尊重し、より正しい社会の一員となるよう心がけ、礼儀正しく、明るい交友関係を築こう。
- (4) 校舎・校具その他の公共物を大切にし、校舎内外の美化に努め、整理・整頓された学校環境をつくろう。
- (5) 外出の際は、常に清潔で明朗な高校生らしい態度を保ち、また、交通規則などの社会道徳を守ろう。
- (6) 暴力行為、夜間外出や外泊、許可のない場所や不健全な場所への出入りを避け、またそのような環境に近づかないようお互い注意しよう。
- (7) インターネットを利用する際には、情報モラルを遵守すること。特に、SNSの利用に際しては、特段の注意を払い、不適切な言葉・写真等を投稿（撮影にも注意）することがないように気を付けよう。

III 学習活動について

1 校内考査

(1) 考査前

- ア 考査時間割は考査開始の1週間前に発表する。
- イ 定期考査時間割発表後の部活動は、考査終了時まで中止する。校内実力考査については、考査の原則2日前より終了時まで中止する。ただし考査期間中、又は考査終了後1週間以内に対外試合に出場する部は、職員会の承認を得た上で、1時間程度の練習を認める。
- ウ 定期考査3日（実力考査は2日）前から生徒の各職員室への出入りは禁止する。掃除については、監督者の指示に従う

(2) 考査中

- ア 座席は6列とし、列と列の間を広く取り、座席は出席番号順とする。
- イ 不正行為をした者については当該科目の得点を0点とする。

受験上の注意

1. 不正行為をしてはならない。
2. 教科書・ノート・カバン・筆箱等は、廊下に整理しておく。
3. 机の上に置けるものは筆記用具のみである。
4. 机の中には何も入れない。
5. 机上の落書きは完全に消しておく。
6. 下敷きの使用は許可しない。
7. 監督者の入室の指示があるまで、廊下で待機すること

2 単位の認定、進級・卒業の認定

「履修」（授業に出席する）をし、「修得」（考査の得点、提出物、授業への取り組み状況等で評価）が認定される必要がある。

IV 学校生活について

1 登校・下校

- (1) 登校下校の際は、規程の服装を着用する。
- (2) 始業10分前には登校する。生徒昇降口を通る。
- (3) 登校後は許可なく校外に出ない。外出する場合は必ず許可証（生徒手帳）を携帯する。
- (4) 下校時刻は午後6時までとする。ただし、それ以降、部活動や生徒会活動、学習等で居残るものは係職員の許可を得て、指示に従うこと。

部活動生徒の下校時刻は次のとおりとする。

夏季	学年末考査終了～10月末まで	18:45	練習終了	19:00	下校
冬季	11月～学年末考査終了	18:20	練習終了	18:30	下校

- (5) 単車通学は許可しない。ただし特別な事情がある場合は、別途規程により審議し、許可をする場合もある。単車の受験は原則として長期休業中とする。
- (6) 車での送迎については、学校への乗り入れは原則禁止とする。ただし、怪我などで乗り入れが必要な場合には、事前に担任に申し出ること。

2 服装

生徒は次に定める服装で、常に身だしなみを整えておくこと。

(1) 男子服装

- ア 制服 黒の詰襟(学校指定の型)に所定のボタンをつける。夏は白の開襟シャツ(半袖)とする。
- イ 靴下は白・黒の無地またはワンポイントとする。長さはくるぶしが隠れる長さとする。
- ウ 儀式的時は、靴下は統一したもの(黒)を着用する。(夏服時は白)

(2) 女子服装

- ア 制服 学校指定の制服を着用する。
- イ 靴下は白か黒の無地またはワンポイントとする。長さはくるぶしが完全に隠れる状態であるものからすねの中程までとする。ただし、スニーカーソックスは禁止する。
冬季はストッキングまたはタイツ(黒色)の着用を認める。
- ウ 儀式的時はネクタイ、スカート、靴下は統一したもの(黒)を着用する。(夏服時は白)

(3) 登下校の靴の色は白を基調とする。ただし、黒の革靴は認める。体育時は指定運動靴とする。

校舎内では学年指定の上履きを使用する。(アスファルト舗装上は上履き可とする。)

(4) 靴は学校指定の学生靴を使用する。補助バッグは華美でないものとする。

(5) 冬季においては、コート、オーバー、ジャンパー、手袋・マフラー等の着用を認める(華美でないもの)。ただし原則登下校時のみとする。

3 頭髪

(1) 清潔感のある髪型とする。極端なカットやパーマ等は禁止する。

男子 前髪は目にかからない長さにし、横・後ろは襟や耳にかからない長さとする。

女子 前髪は目にかからない長さにし、肩に掛かる髪は結ぶこと。

(2) 頭髪・服装指導で指摘された者は必ず改善すること。

4 週番の業務と規程

(1) 学級週番は各学級2名ずつとし、1週間ごとの輪番制とする。学級週番は週の注意事項の達成を推進し、諸達示の連絡、清掃整備につとめて学習に差し支えないようにし、学級内の状況を学級日誌に記入する。

(2) 週番会について

- ア 原則として、金曜日の清掃時間に行う。
- イ 各学級の週番が出席し、月間目標及び、週の注意事項の決定、反省を行う。
- ウ 週番活動が不活発な時には、臨時に週番会を開くことができる。

(3) 学級週番の活動

- ア 学級内の状況を毎日学級日誌に記入し、放課後担任に提出する。
- イ 各授業の終了時に黒板を消し、黒板消しをきれいにする。
- ウ 教室全体の整理・整頓(机・棚・掃除道具入れ・掲示物・教卓)に努め、学習に差し支えないようにする。
- エ 放課後、教室・廊下の戸締りをする。(カーテンを開け、施錠をしておく)
- オ 移動教室時や放課後の消灯
- カ 原則として、金曜日の SHR 時に月間目標と注意事項の反省をし、次週の注意事項を話し合う。月末の金曜日には、次月の月間目標も話し合う。
- キ 週番会に出席し、決定された月間目標と注意事項をその日のうちに自分の学級の黒板に板書する。週番会には筆記用具を持参すること。
- ク 学級週番は教室内の整理・整頓につとめ活気ある学校づくりをめざす。

5 届出・許可

次の場合は所定の手続きを経て届け出をするか、必要な場合は許可を得なければならない。

- (1) 文書で学校長に願い出て許可証を必要とするもの。(許可証はその期間中、常に携帯する。)
 - ア 旅行許可願：旅行をする場合
 - イ 校外催し物参加願：校外で諸催し物に参加する場合
(同窓会、地区の会であって、昼間に行い、火気の使用は禁止する。)
 - ウ 集会許可願：学校内外で各種の集会を行う場合
(クラス会、部・同好会の生徒などによるレクリエーション、遠足などであって関係職員の出席を得た上、昼間に行い、所定の時刻までには解散し、火気の使用は禁止する。)
 - エ 合宿、キャンプ許可願：保護者以外の者が保護者の同意を得て引率する場合は、その引率者が直接学校に出向いて学校長の許可を得ること。(日課表及び保護者の承諾書をそえること)
 - オ 休日に校舎、校具、鍵を借用する場合(関係職員又は日直職員を経て願い出る。)
 - カ アルバイトは原則として認めない。真にやむを得ない者は、学校長の許可を得る。
※ 以上の各願いの用紙は担任に申し出て受け取ること。
- (2) 文書で学校長に届け出、又は願い出を必要とするもの。
 - ア 休学届(病気による場合は診断書を添える。)
 - イ 復学願
 - ウ 転学願
 - エ 退学願
- (3) 学級担任又は関係職員に届け出を必要とするもの。
 - ア 欠席、遅刻、早退、欠課
 - 1) See-Smileによる連絡(前日19:00以降、できるだけ当日8:00までに連絡。)
 - 2) 電話による連絡(当日7:30以降、できるだけ8:00までに連絡。)
※ 特に、欠席・遅刻については保護者が連絡をすること。
 - イ 校舎・校具の破損
 - ウ 住所変更
- (4) その他の届け出、許可
 - ア 登校してから下校までの間に校外に出る際は必ず、学級担任又は関係職員から外出許可証明(生徒手帳利用)をもらい、外出中は許可証を携帯すること。
 - イ 金銭や物品を紛失又は拾得した場合は、直ちに係職員に届け出る。(所持品には必ず記名しておくこと)
 - ウ 病気その他で規格外の服装をしなければならない場合は、学級担任に願い出て異装許可(生徒手帳利用)を得る。
 - エ 掲示物、印刷物はすべて学校生徒会顧問の許可、検印をうけてから所定の場所に掲示または配布しなければならない。
 - オ 生徒会各部に入部又は退部するときは、入・退部届に顧問及び学級担任の押印をもらい、部活動係の職員に提出すること。また、入・退部のときは保護者の同意を得ること。

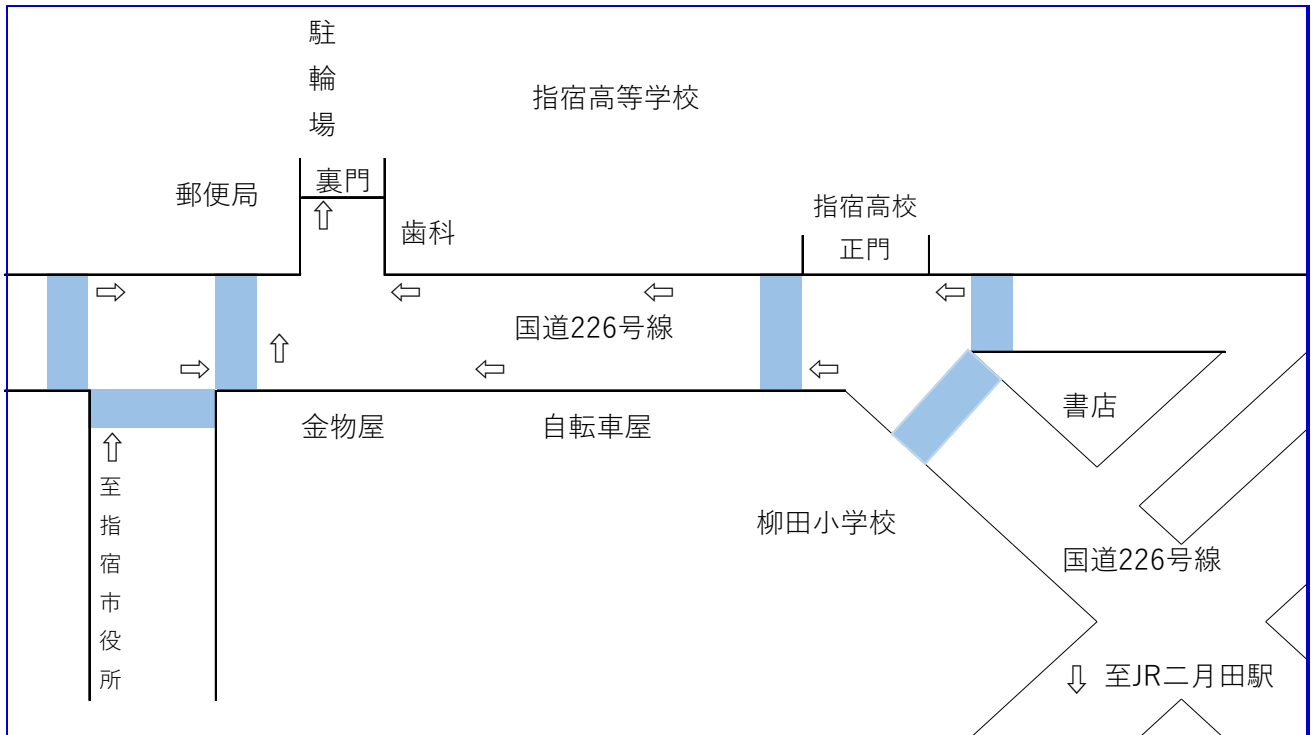
6 自転車通学

- (1) 自転車通学における諸規程
 - ア 学校まで、および駅までの自転車通学生は、「通学許可願」を提出する。その際、必ず車体検査を業者から受け、保護者、担任の許可を受けること。
 - イ 通学許可を受けた者は、自転車後輪泥除け等、見やすいところに登録番号票(ステッカー)を貼付し、所定の場所に置くこと。(横倒しにならないよう注意して駐輪する)
 - ウ 交通法規や校則規程を守り、安全運転に努めること。
 - エ 並進や2人乗り、夜間の無灯火、携帯電話・スマートフォンを使用しながらの運転は禁止する。

- オ 雨天の際の傘さし運転をしないこと。(雨合羽を着用すること)
- カ 駅の駐輪所、学校の自転車置き場では必ず施錠する。また、学校周辺に自転車をとめないこと。
- キ 自転車損害賠償責任保険等に加入すること。
- ク ツーリング用・競技用自転車等は使用しない。通学に適した安全性の高い自転車を使用すること。
- ケ 安全のためにヘルメットの着用を推奨する。

(2) 通用門付近の自転車通学路

- ア 正門から出入りする生徒は、自転車を降りて通行すること。
- イ 横断歩道では自転車を降りて通行すること。特に、小学生の通学時間帯には注意すること。



7 単車通学

(1) 単車免許取得について

- ア 安全性を重視し、原則として通学に使用する生徒に許可を与える。
- イ 免許取得は長期休業中を原則とする。
- ウ 受験許可にあたっては保護者と交通係・担任と面談の上、所定の手続きを取ること。

(2) 通学使用の条件

- ア 学校及び最寄りの駅まで3km以上の距離があること。
- イ 上記アの条件を満たさない場合でも、山道や急坂が多い、集落が離れているなど自然・地理的障害の著しい場合については担任・係で審議の上、許可する。
- ウ 上記ア、イに該当する生徒のうち
 - ① 西指宿(池田・新西方)地区、穎娃青戸地区、穎娃郡地区・牧之内地区で大野岳北東部に居住する生徒は学校までの単車使用を許可する。
 - ② 喜入一倉地区に居住する生徒は、最寄りのJR駅までの単車使用を許可する。
 - ③ 山川駅以西のJRの駅を利用している生徒は、JRの運行状況を考慮し、利便性の高い最寄り駅までの使用を認める。

エ 通学許可にあたっては、所定の手続きをとること。

オ 単車は必ず保険に加入すること。

カ 単車は原則スクーター型とする。

キ 着用するヘルメットはゼット型及びフルフェイス型いずれかであること。

ク 単車には通学許可のステッカーを貼付すること。

- ケ 交通法規や校則規程を守り，安全運転に努めること。
- コ 通学以外に使用しない。

8 携帯電話・スマートフォン持ち込み規程

- (1) 学校内では電源を切り，原則使用しないこと。
校内で使用する必要がある時は，先生に許可をとり，指定の場所（正面玄関の事務室付近）もしくは職員立ち会いの下の使用とする。
- (2) 校内での管理は各自でしっかりと行うこと。紛失や破損等を含めて，保護者の責任下で持ち込むこと。なお，持ち込みの条件は以下のとおりとする。
 - ア 「携帯電話・スマートフォンの校内持込申請書」の提出がなされており，フィルタリングサービスに必ず加入・契約していること。
 - イ 校内へ入る前に電源を切り，鞆や補助バッグに入れること。
- (3) 持込届け出をしていない生徒が持ち込みをしていた場合，担任・係による指導を行い，必要に応じて申請書を提出するよう促す。
- (4) ルールに違反して校内での使用が発覚した場合，規程に沿った指導を受けなければならない。
- (5) 通学途中は，保護者との連絡や交通機関運行状況確認以外には使用しないこと。使用の際は，使用場所を考え，公共のマナーを守り，周囲に迷惑をかけないこと。（公共交通機関内では使用方法に留意すること。）
- (6) 歩きながら，自転車に乗りながらの使用は，事故防止のため絶対にしないこと。

9 事務関係手続き

在学証明書・通学証明書（定期券），学割証等の発行申込みは，生徒が各自事務室窓口において，次の要領で行うこと。

- (1) 発行申込書は，事務室窓口に準備してあるので，事務室前の記載台に展示してある記入例に従って，必要事項を黒のボールペンで記入し，事務室窓口に提出すること。
- (2) 申込書の提出は，昼食時間の終わりまでとする。なお，昼食時間終了後の提出については翌日の発行とする。
- (3) 発行は原則午後行うので出欠確認後16時30分までに各自受領すること。使用日に余裕を持って手続きをすること。
- (4) 定期券を購入する際は，通学証明書と生徒手帳を持参し，駅または定期券発行所で購入する。

10 その他

- (1) 病気その他の身体的事故を生じたときは，直ちに保健室で係職員の治療又は指導を受ける。
- (2) 四輪車について
 - ア 在学中の使用は厳禁する。
 - イ 免許受験について
3年生のみ所定の場所における練習受験を認める。（期日は別に定める）
- (3) 生徒手帳は常時携帯すること。
- (4) 忌引き
父母 7日以内 祖父母・兄弟姉妹 3日以内 伯叔父母・曾祖父母・その他 1日

V 服装についての図解

冬服



学生服・ブレザー

学生服・ブレザーのボタンはとめる。シャツの裾はスカート、スラックスに入れる。襟の第一ボタンはとめる。
リボンかネクタイどちらかを着用。儀式時はネクタイで統一。
女子は指定のベストを任意で着てよい。

シャツ袖口

シャツの袖ボタンをとめる。

スカート

膝の中心にスカートの裾がくるようにする。
普段は夏用スカートを着用してよい。儀式時は冬用スカートで統一。

スラックス

スラックスはウエストではき、ベルトを締める。裾は床につかない丈にする。

靴下

無地またはワンポイントの黒か白色。（長さはくるぶしより上からすねの中ほど）儀式時は黒色で統一。防寒用に黒のタイツをはいてよい。

シャツ

シャツの裾はスカート、スラックスに入れる。
女子は指定のベストを着用し、襟の第一ボタンはとめる。
女子はリボンかネクタイどちらかを着用し、儀式時はネクタイで統一。

シャツ袖口

シャツの袖ボタンはとめる。

スカート

膝の中心にスカートの裾がくるようにする。
普段は夏用スカートを着用してよい。儀式時は冬用スカートで統一。

スラックス

スラックスはウエストではき、ベルトを締める。裾は床につかない丈にする。

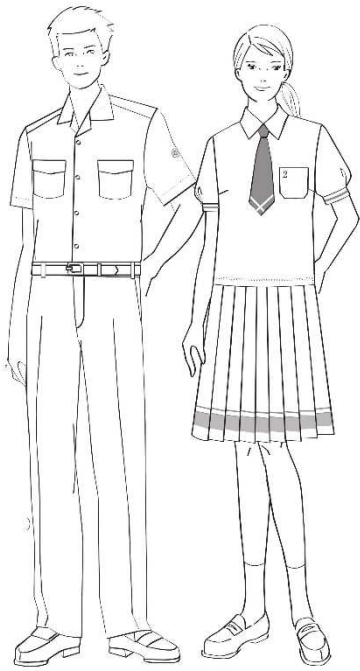
靴下

無地またはワンポイントの黒か白色。（長さはくるぶしより上からすねの中ほど）儀式時は黒色で統一。防寒用に黒のタイツをはいてよい。

中間服



夏服



シャツ

男子はシャツの裾はスラックスに入れて着用。
女子はシャツを外に出して着用。
女子はネクタイを着用。

スカート

膝の中心にスカートの裾がくるようにする。
普段は冬用スカートを着用してもよい。
儀式時は夏用スカートで統一。

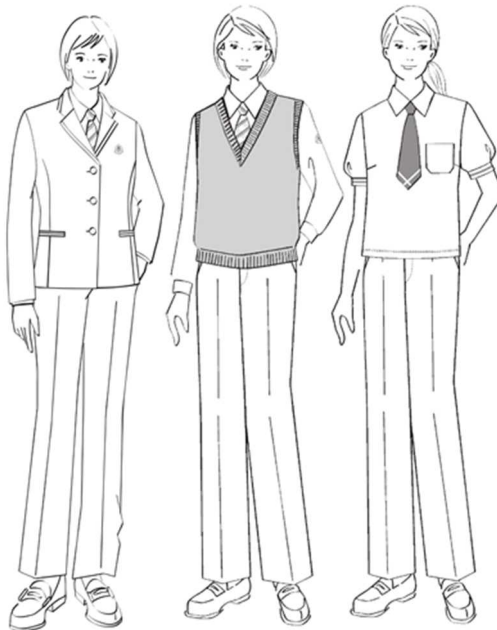
スラックス

スラックスはウエストではき、ベルトを締める。
裾は床につかない丈にする。

靴下

無地またはワンポイントの黒か白色。
(長さはくるぶしより上からすねの中ほど) 儀式時は白色で統一。

女子スラックス



希望者は購入できる。
夏用・冬用の生地両方がある。

VI 生徒会活動に関すること

1 生徒会規約

第1章 総 則

第1条 本会は指宿高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は会員相互の理解に基づく学校生活の向上発展をはかり、自主的にして常に真理を希求する理想的社会人としての人格を完成するように努力することを目的とする。

第3条 本会は本校の教職員を顧問とする。

第4条 校長は本会の運営について最高の決裁権を保有する。

第2章 組織及び会議の運営

第5条 本会は指宿高等学校生徒全員をもって組織する。

第6条 本会に生徒総会・代議員会・拡張代議員会・生徒会執行部・総務部会・会計監査委員会・専門委員会をおく。各専門委員会については第4章でくわしく説明する。

第7条 生徒総会は生徒会最高の議決機関である。

第8条

第1項 拡張代議員会は各学級より選出された代議員2名、各部活動・同好会の代表1名をもって構成するが、各学級の代議員1名、各部活動・同好会の代表1名をもって構成する場合もある。

第2項 拡張代議員会は決算の承認及び予算の議決並びに会長の必要と認めた議事について審議議決する。

第9条

第1項 代議員会は各学級より選出された代議員2名をもって構成する。

第2項 代議員会は第8条第2項に規定する事項以外の生徒会運営の全般にわたって審議議決する。

第10条 生徒会執行部および総務部会

第1項 生徒会執行部は会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、広報2名をもって構成する。

第2項 総務部会は生徒会執行部と各専門委員会の委員長と副委員長をもって構成する。

第3項 生徒会執行部および総務部会は生徒会の運営を総覧する。

第11条 会長は前記の各会議における議決事項を不当と認めた場合は再審議を要求することができる。

第12条 会議の招集

第1項 次の場合、会議を招集招することができる。

- (1) 会長が必要と認めた場合。
- (2) 各機関構成員の3分の2以上の要求があった場合。
- (3) 学校当局の依頼があった場合。

第2項 会議はすべて構成員の3分の2以上が出席し、議決は多数決による。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第3章 役 員

第13条 会長・副会長は別に定めた選挙規定に基づいて第1学期に1・2学年より選出し、任期は翌学年の生徒総会までとする。

第14条 書記・会計・広報の6名は会長の推薦によって会員中より選出し生徒総会の承認を求めるものとし、任期は会長在任中1か年とする。

第15条 代議員は4月と10月に各学級より2名選出する。

第16条 会計監査委員は代議員会の推薦により全校生徒のうちより2名を選出し、監査結果を生徒総会で全会員に報告しなければならない。任期は会長に準ずる。

第17条 本規約に規定してある役員は、代議員が会計監査員を兼任することができる場合を除いては兼任は認めない。

第18条 役員の辞任並びに罷免

第1項 本規約に規定してある役員が辞任を希望する場合は第2項に規定してある人員の承認を必要とする。

第2項 役員は次の場合の人員が罷免を要求する場合辞任しなければならない。

- (1) 総務部会は生徒会員の過半数
- (2) 会計監査委員は代議員会の過半数
- (3) 代議員は各学級の過半数

第4章 専門委員会

第19条 専門委員会には生活環境、文化、保健、体育、図書の5つがある。

第20条 専門委員会のうち、図書委員は各クラスの代表1名または2名によって、それ以外の委員会は、各クラスの代表2名によって構成される。また、専門委員の中から専門委員長、副委員長がそれぞれ1名ずつ選出される。

第21条 議決に関しては各専門委員会が生徒会としての最終決定を行い、職員会議の承認を得る。

第22条 各専門委員会について

生活環境委員会

目的 校内生活を明朗にして秩序あるものにし、環境の整備や美化につとめ生徒間の交流を深める。さらに週番と密接な連絡をとり、その目的達成に努める。

任務 頭髪・服装検査の補助、自転車点検補助、生活態度の調査及びその改善、作業用具の配布と管理、校内の美化、その他の必要な事項。

文化委員会

目的 いろいろな文化活動や学校新聞の発行を通して学校生活における文化的向上に努める。

任務 文化祭及びその他の文化的活動の企画運営、視聴覚資料の収集交換、掲示、文化に関する諸コンクール、公演の企画実施、学校新聞の発行。

図書委員会

目的 良書に親しみ、幅広い知識を得、心の安らぎをおぼえるように、生徒会会員が使用しやすい図書館づくりに努める。

任務 図書館だより発行、図書館の環境整備、読書啓発イベントの企画・運営、その他図書に関する事項の企画・執行。

保健委員会

目的 校内の衛生、生徒の健康管理及び校内の安全化に努める。

任務 校内の衛生環境の見まわり、生徒全員の健康管理。

体育委員会

目的 諸体育活動を通して生徒の体力増進に努める等、体育的向上を目的とする。

任務 諸体育活動(体育大会、クラスマッチ等)の企画運営。正課の体育時間の指揮。

第5章 会 計

第23条 予算案は生徒会執行部が作成し、拡張代議員会及び生徒総会の議決と校長の許可によって成立するものとする。

第24条 予見しがたい予算不足を充てるため、歳出予算には予算の総額の100分の1以上の金額を予備費として設け、生徒会執行部がこれを所掌する。

第25条

第1項 文化・体育各部及び生徒会執行部がそれぞれの予算に基づく支出をする場合は、支出のつど次の各号の事項を支出伝票に記載して部の係教職員がこれに捺印し、校長の許可を受けねばならない。

(1) 使途 (2) 金額 (3) 支出申請の年月日

第2項 前項の支出伝票は、係・教職員が保存する。

付 則

第26条 本規約を改廃する場合は代議員会及び生徒総会の3分の2以上の賛同を得なければならない。

第27条 本規約は昭和51年4月1日からその効力を発揮する。

2 生徒会選挙規定

第1章 総 則

第1条 この規定は生徒会規約に基づき、選挙が公明かつ、適正に行われることを目的とする。

第2条 この規定は生徒会長、副会長の選挙に適用する。

第3条 生徒会長の定数は1名、副会長の定数は各2名とする。ただし書記・会計・広報の6名は生徒会長の任命による。

第4条 選挙に関する事務は選挙管理委員が行う。

第2章 選挙権及び被選挙権

第5条 生徒会会員はすべて選挙権を有する。

第6条 前条に該当し、通常選挙時において第1・2学年に在籍する者はすべて被選挙権を有する。ただし、選挙管理委員はこれを除く。

第3章 選 挙 期 日

第7条 選挙は1学期中に速やかに行われなければならない。

第8条 選挙期日は少なくとも、7日前に告示されなければならない。

第4章 投 票

第9条 選挙は投票によって行う。

第10条 選挙人は投票所において規定の投票用紙に自ら候補者の中より2名を選び、これを投票しなければならない。

第11条 投票用紙には候補者以外の氏名を記載してはならない。

第5章 開 票

第12条 開票・管理は選挙管理委員会及びそれに委嘱されたものがこれを行う。

第13条 無効投票については、公職選挙法を準用する。

第6章 立 候 補

第14条 立候補者は自主立候補を原則とするが、自主立候補のない場合は推薦による立候補者をこれに当てる。

第15条 立候補者は、各クラス1名以上とする。

第16条 第6条の規定に該当する者は立候補を許される。

第17条 立候補者は、当選と同時に生徒会規約第3章の規定の役務を辞任せねばならない。

第18条 立候補者は、本人が締切日までに選挙管理委員会へ申し込まなければならない。

第19条 上記によって推薦された者が、受諾の意志を表示したときは立候補者とみなし、第4章及び第5章の規定に従って選挙を行い、得票数の上位3名の協議により、会長・副会長を決定する。

第7章 当選人

第20条 各選挙において、有効投票の得票数順に当選人を決定する。

第21条 選挙日後30日を経過しない時期に次の事由の1つが生じた場合は、次点繰り上げ当選とする。

- (1) 当選人が当選を辞退したとき。(ただし、辞退の理由を選挙管理委員会が承認しなければならない。)
- (2) 当選人が会員の資格を失ったとき。
- (3) 第9章 第24条の規定による異議申し立ての結果、当選が無効になったとき。

第8章 特別選挙

第22条 第7章 第21条の(1)、(2)、(3)項の1つが投票後30日を経過しておこった場合、選挙管理委員会は選挙の期日を定めてこれを告示し、更に選挙を行う。

第23条 前条により会長に欠員が生じた場合で、副会長2名のうち1名を会長に選出する。その場合、副会長に生じた欠員は前条の規定を適用する。

第9章 異議の申し立て

第24条 選挙又は当選の効力に関して異議のあるとき、選挙に関しては選挙当日、当選に関しては選挙の日から3日以内に選挙管理委員会に申し立てることができる。

第25条 前条の規定による決定は理由をつけて、選挙管理委員がその要旨を告示しなければならない。

第10章 選挙管理委員会

第26条

- (1) 委員会は各クラスから選出される1名の委員によって構成され、代議員会の承認を有する。
- (2) 委員は学年度はじめに選出、任期は3月までとする。
- (3) 委員長は委員会の互選によって決定する。これも代議員会の承認を有する。
- (4) 委員の辞任及び補充は代議員会の承認を必要とする。
- (5) 委員は生徒会規約 第3章 第13条、第14条に基づく役員を兼ねてはならない。

第27条 本委員会は次のことを行う。

- (1) 選挙録の作成及び保存。
- (2) 選挙告示
- (3) 投票用紙の様式決定とその作成
- (4) 投票、開票の管理
- (5) 立会演説会の開催
- (6) その他選挙に関するいっさいの事務

第28条 本規定に定められていない事項は、選挙管理委員会が決定する。